



平成 26 年 2 月 13 日

各 位

会社名 マルマン株式会社
代表者名 代表取締役社長 出山 泰弘
(コード番号：7834)
問合せ先 専務取締役経営管理本部長 盧 康九
(TEL：03-3526-9970)

**平成 26 年 9 月期第 1 四半期報告書の提出遅延ならびに当社株式
の監理銘柄（確認中）指定の見込みに関するお知らせ**

当社は、平成 26 年 9 月期第 1 四半期報告書について、金融商品取引法に基づく法定期限（平成 26 年 2 月 14 日）までの提出ができない見込みとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 四半期報告書の提出遅延理由

当社は、平成26年9月期第1四半期にかかる四半期報告書の提出並びに平成26年9月期第1四半期決算短信の発表を平成26年2月14日に実施する予定でしたが、主に平成25年12月に選任された会計監査人からの期首残高等の妥当性に関する質問への対応に時間を要していることで、連結財務諸表の数値が確定できておらず、四半期報告書の作成が未了となっております。そのため、会計監査人による監査手続の実施時期を考慮すると、金融商品取引法に定める平成26年2月14日までに四半期報告書を提出することができない見込みとなりました。

2. 監理銘柄（確認中）への指定について

東京証券取引所有価証券上場規程施行規則第605条第1項第13号aにより、金融商品取引法に定める期限内に四半期報告書が提出できない旨を開示した場合は、監理銘柄（確認中）に指定することとされております。従いまして、当社株式は投資家の皆様への注意喚起のため、本日付で東京証券取引所から監理銘柄（確認中）に指定される見込みです。

3. 今後の対応について

上場維持のための提出期限である平成26年3月14日までに四半期報告書を提出し、第1四半期決算短信の発表を行う予定であります。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以上